

四日市市告示第408号

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱（平成10年四日市市告示第86号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この要綱において「実施機関」とは、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（以下「外郭団体」という。）の理事長をいう。 2及び3 （略）	(定義) 第2条 この要綱において「実施機関」とは、 <u>四日市市土地開発公社及び公益財団法人四日市市文化まちづくり財団</u> （以下「外郭団体」という。）の理事長をいう。 2及び3 （略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（総務部総務課）